

H21. 12. 17 原案可決

下水道事業、農業集落排水事業の継続的な実施と予算確保を求める意見書

行政刷新会議での「事業仕分け」において、下水道事業及び農業集落排水事業は「国から地方に財源を移した上で、実施は各自治体に任せる」との結論が出されたところであるが、汚水処理施設の整備が遅れている本県においては、今後の整備が懸念される。

本県では、市町村の意見を反映した「全県域汚水適正処理構想」を昨年度から見直し、先日まとまったところであり、今後はこの構想に基づき汚水処理施設の整備を進めていく計画としている。

集合処理施設である下水道事業や農業集落排水事業は、新規着手や施設の増設で初期投資が大きいと、投資を着実かつ計画的に実施する必要性が求められるが、従来の制度での補助金を活用して事業を実施し、既に整備の完了に近い他府県と比較して大きく遅れている本県が不利となる恐れがある。

このため、下水道等の集合処理施設の整備に必要な事業費の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)